

2 消安第 2654 号  
令和 2 年 9 月 16 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則」の全部  
改正について

アメリカ合衆国産くるみの核子の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年農林水産省令第 60 号。以下「省令」という。）及び「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 26 のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準の全部を改正する告示」（令和 2 年 9 月 16 日農林水産省告示第 1791 号。以下「告示」という。）が本日付で公布及び施行されたところです（別添 1 及び別添 2）。

これらの改正に伴い、「アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則」（昭和 61 年 3 月 25 日付け 61 農蚕第 1521 号農蚕園芸局長通達。以下「細則」という。）の全部を改正しました（別添 3）。

今回の主な改正内容は、下記のとおりです。貴職におかれては、これらについて御了知いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

#### 記

##### 主な改正の内容

- 1 対象植物をハートレイ種、ペイン種及びフランケツト種のくるみの核子からくるみの核子に改めた。（省令及び告示 1 関係）
- 2 生産地における消毒について、ハートレイ種、ペイン種及びフランケツト種のくるみの核子のくん蒸について、1 回に処理するくるみの核子の量が容積比で施設の内容積の 55% を越えない場合以外の消毒の実施要件を追加した。（告示 4 関係）
- 3 植物防疫官がアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して行う消毒の実施確認及び植物防疫官がアメリカ合衆国植物検疫機関の行う検査に立ち会って行う輸出検査の実施確認について、アメリカ合衆国植物検疫機関の実施記録等により確認する方法に改めた。これに伴い、アメリカ合衆国植物検疫機関の行う検査

に合格した荷口に対し発給される植物検疫証明書について、植物防疫官の行う  
余白への氏名の記入及び押印は行わないこととした。（通知第4関係）

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

|     |                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正後 | <p>別表二（第九条関係）<br/>（略）</p> <p>付表</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>二十七〇七十一（略）</p>                      |
| 改正前 | <p>別表二（第九条関係）<br/>（略）</p> <p>付表</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>二十七〇七十一（略）</p> |

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千七百九十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十六の規定に基づき、昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百三十八号（アメリカ合衆国から発送されるハートレイ種、ペイン種及びフランケツト種のくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の全部を改正し、公布の日から施行する。

令和二年九月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

植物防疫法施行規則別表二の付表第二十六のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

くるみの核子であつて、アメリカ合衆国で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

### 三 生産地における検査及び証明

- (一) アメリカ合衆国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨が記載されているアメリカ合衆国植物防疫機関の発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

- (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア コドリンガに侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

### 四 生産地における消毒

- (一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用してくん蒸すること。

- (二) (一)のくん蒸は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる要件を満たすものであること。

ア ハートレイ種、ペイン種及びフランケツト種のくるみの核子のくん蒸について、一回に処理するくるみの核子の量が容積比で施設の内容積の五十五パーセントを超えない場合 次の(一)から(五)までに掲

げる要件

- (一) 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり五十六グラムであること。
  - (二) くん蒸を行う時間は、四時間以上とすること。
  - (三) くるみの核子の温度は、摂氏十五・六度以上とすること。
  - (四) くん蒸中のくん蒸施設内の圧力は、百水銀柱ミリメートル以下とすること。
  - (五) くん蒸は、六の(一)のこん包がなされたままで行うこと。
- イ アに掲げる場合以外の場合 次の(一)及び(二)に掲げる要件
- (一) アの(一)から(五)までに掲げる要件
  - (二) くん蒸施設内の臭化メチル濃度をグラム毎立方メートルで表した数値とくん蒸時間数との積が六十五・五以上であること。

五 植物防疫官による確認

- 三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

六 こん包及び封印

(一) 消毒されるくるみの核子は、コドリリングの侵入するおそれがないと認められ、かつ、通気性のある材料によりこん包されていること。

(二) 各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

## 七 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われたくるみの核子の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

## アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則

〔 令和 2 年 9 月 16 日 2 消安第 2654 号  
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 26 のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子に係る植物検疫の実施については、令和 2 年 9 月 16 日農林水産省告示第 1791 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

## 1 くん蒸施設

告示 4 の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、毎年、次の条件を満たしているものとしてアメリカ合衆国植物防疫機関により適切に指定され、かつ、このことが日本国植物防疫機関宛てに通知されているものとする。

- (1) 臭化メチルの投薬装置を有するものであること。
- (2) くん蒸施設内を減圧する装置を有するものであること。
- (3) 減圧に耐える構造であること。
- (4) くん蒸施設内の圧力を外部から随時測定できる自動圧力記録装置を有するものであること。
- (5) 当該施設内の圧力を 100 水銀柱ミリメートルになるまで下げたときに、この圧力が次のいずれかの経過時間において規定の圧力を満たすものであること。

| 経過時間                 | 4 時間   | 16 時間  | 24 時間  |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 圧力<br>(単位：水銀柱ミリメートル) | 125 以下 | 164 以下 | 176 以下 |

- (6) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- (7) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- (8) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

## 2 アメリカ合衆国植物防疫機関による消毒の確認

告示 4 の (2) のくん蒸は、それぞれ次の要件が満たされるように行われ、かつ、このことをアメリカ合衆国植物防疫機関が適切に確認するものとされ

ている。

(1) 告示4の(2)のアのくん蒸

ア 臭化メチルの薬量はくん蒸施設の内容積1立方メートル当たり56グラム、くるみの核子は摂氏15.6度以上、くん蒸中のくん蒸施設内の圧力は100水銀柱ミリメートル以下の条件の下に4時間以上くん蒸が行われたこと。

イ 1回に処理するくるみの核子の量がくん蒸施設の内容積の55パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたこと。

ウ くん蒸中は、常時ガスの循環が行われたこと。

(2) 告示4の(2)のイのくん蒸

ア 臭化メチルの薬量はくん蒸施設の内容積1立方メートル当たり56グラム、くるみの核子は摂氏15.6度以上、くん蒸中のくん蒸施設内の圧力は100水銀柱ミリメートル以下の条件の下に4時間以上くん蒸が行われたこと。

イ くるみの核子の積付けが、ガス濃度の均一化を阻害しないように行われたこと。

ウ くん蒸中は、常時ガスの循環が行われたこと。

エ ガス濃度の測定に用いられるパイプは、収着性の小さい材質であるとともに、測定点としてくん蒸施設中央部の上、中及び下の3点の空間部に設置されたものであること。

オ ガス濃度の測定にあたっては、0.5mg/ℓ以上の精度を有し、かつ、適切に較正されたガス濃度測定機器が使用されたこと。

カ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートル(ミリグラム毎リットル)で表した数値とくん蒸時間数との積(以下「CT値」という。)が、くん蒸中のガス濃度から次により計算されたものであって、かつ、所定の値以上であること。この場合において、当該ガス濃度はエにおいて定める3点の臭化メチル濃度を測定し、その3点の平均測定値を用いたものであること。

CT値 (mg・h/ℓ)

$$= (7.5C_{15} + 22.5C_{30} + 45C_{60} + 60C_{120} + 60C_{180} + 30C_{240}) / 60$$

C<sub>n</sub> : n分後のガス濃度 (mg/ℓ)

キ カにより求めたCT値が65.5を下回った場合は、次の計算式により求めた分以上くん蒸時間が延長されたこと。この場合、延長時間は5分単位で切り上げること。

$$\text{延長時間 (分)} = 60 (65.5 - \text{CT値}) / C_{240}$$

### 3 アメリカ合衆国植物防疫機関による検査及び保管

(1) 告示3の(1)の検査は、アメリカ合衆国植物防疫機関が次のとおり行うものとされている。

ア くるみの核子は、告示4の生産地における消毒が適切に行われたものであることを確認すること。

イ 荷口ごとに、こん包数の1パーセント以上を対象に、検疫有害動物、特にコドリングアがないことを確認すること。

(2) (1)のイの確認の結果、コドリングアが発見された場合には、当該くるみの核子を含む荷口に対する植物検疫証明書は発行されないものとされている。また、コドリングアが発見された原因が調査され、再発防止策について日本とアメリカ合衆国の間で合意されるまでは、以後の消毒の確認及び植物検疫証明書の発行は行われずものとされている。

(3) (1)の検査が終了したこん包の保管は、次の要件が満たされるように行われ、かつこのことをアメリカ合衆国植物防疫機関が適切に確認するものとされている。

ア 保管場所は、日本向け以外のこん包と分離された区画であること。

イ アの区画の管理責任者が定められていること。

### 4 植物防疫官による確認

告示5の植物防疫官による確認は、原則として1年に1回以上、次の条件が満たしていることを、アメリカ合衆国植物防疫機関の実施記録の確認等により行うものとする。植物防疫官が必要と認めたときは、さらに、立会いや関係者への聞き取りによりアメリカ合衆国植物防疫機関によるくん蒸施設の指定の状況及び検査、消毒の実施を実地で確認するものとする。

(1) 1の日本国植物防疫機関宛てに通知された施設が1の指定条件を満たしていること。

(2) 2のアメリカ合衆国植物防疫機関による消毒の確認が適切に行われていること。

(3) 3のアメリカ合衆国植物防疫機関による検査及び保管が適切に行われていること。

### 5 こん包

告示6の(1)のこん包は、ポリエチレン製の袋(網目の孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)その他のものであって、その初回の使用に当たり、あらかじめ、アメリカ合衆国植物防疫機関及び日本国植物防疫機関による確認を受けたものとする。

## 6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

- (1) 輸出植物検疫終了の表示  
TREATED PPQ-APHIS-USDA
- (2) 仕向地の表示  
FOR JAPAN

## 7 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、くるみの核子、添付されている植物検疫証明書、告示6の(2)の封印及び告示7の表示を確認することにより輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、(1)において、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(2)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該くるみの核子の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。
- (4) コドリングが発見された場合、植物防疫官は、次により措置するものとする。
  - ア 当該くるみの核子を所有又は管理する者に対し、当該荷口の全量の廃棄又は返送を指示する。
  - イ コドリングが発見された原因をアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、再発防止策について日本とアメリカ合衆国の間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止する。